平成２１年（フ）第７３６号
静岡県島田市道悦５丁目10番２号
債務者　永井　民子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１号
広島県福山市坪生町3349番地２、旧住所大阪市東住吉区湯里４丁目６番28号
債務者　橋本　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０２号
青森県五所川原市字幾島町24番地
債務者　佐藤　昌平
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
愛知県岡崎市北野町字二番訳５－１　サープラスワン内田103号、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井296番地４
債務者　須藤　七韻
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
青森県五所川原市みどり町１丁目３番地３
市営住宅19―16
債務者　阿部三恵子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１１４５号
東京都八王子市北野町503番地５
債務者　稲川　慶子（旧姓末武）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５５号
広島県府中市中須町910番地４　コーヨーエクセルＣ201号、旧住所広島市南区大州２丁目11番12―509号
債務者　室井　徹夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２８９号
広島県福山市山手町３丁目７番23号　プロムナード夢街204、旧住所大阪府堺市北区黒土町14番地９　メゾンサイプレスⅠ―205号
債務者　佐伯　昭和
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第７２５号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―704号
債務者　坂本　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４５０号
福岡市中央区今泉２丁目１番15号
破産者　有限会社シーマックス
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３９２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1334番地
破産者　有限会社ワークエンジニア
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２６３号
静岡県沼津市吉田町19番５号
破産者　有限会社小山商店
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第４９号
埼玉県草加市谷塚町107―１―105
破産者　和田　義治
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２４０２号
東京都港区港南２丁目16―８―2004
破産者　正田　淳一
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６２６５号
東京都江東区深川２丁目５－１―905
破産者　前山　和洋
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９１６４号
東京都江東区白河３丁目18―11
破産者　大久保　進
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９８号
長野県南佐久郡小海町大字千代里2915番地
破産者　有限会社いこいの村
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９５２号
神奈川県横浜市港北区師岡町964―１　アークエルム大倉山Ⅱ402
破産者　松浦　誠一
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部